
2025年度日本産農水産物・食品 グローバル・ゲートウェイ事業 9月期募集要項

2025年9月3日
農林水産食品部 事業推進課

目次

1	事業概要	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	各地域募集内容詳細	-----	P7～P12
	香港	-----	P7～12
7	キャンセル規定	-----	P.13
8	出品者選考について	-----	P.13
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P13
10	留意事項	-----	P14～P15
11	免責規定	-----	P15
12	お問い合わせ	-----	P16

1. 事業概要

◆事業内容

ジェトロでは、海外の主要都市及び周辺都市に、日本産食品の商品サンプルを展示・保管管理するストックポイントを設置し、海外バイヤーに随時商品を紹介することで、現地バイヤーとのオンライン商談を実施し、日本産農水産物・食品の取扱い事業者の新規参入・販路拡大を目指します。実施地域の状況を鑑み、新規バイヤーへのアプローチを目的とした展示会への広報出展や出品商品のサンプルを活用したメニュー提案・その試食試飲会、商談会等実施することで、継続的に海外バイヤーの需要を喚起します。

お申込みの際には、ジェトロのバイヤー専用オンラインカタログサイト「Japan Street（※1）」に商品登録をしていただきますので、リアルな展示に関わらず、日本産農水産物・食品を所望する様々な国のバイヤーに継続的にご紹介いたします。

※1：詳細は「ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ“Japan Street”
(https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/)」をご確認ください

◆展示期間

2025年7月中～2026年3月31日（予定）

各地域によって展示期間が異なりますので、詳細は「5. 各地域募集内容詳細」をご確認ください。

◆事業実施地域

<アジア>中国（上海、広州、大連、成都、北京、武漢）、香港、台北、バンコク、シンガポール、ハノイ、ダッカ、ニューデリー

<中東>UAE（ドバイ・アブダビ）

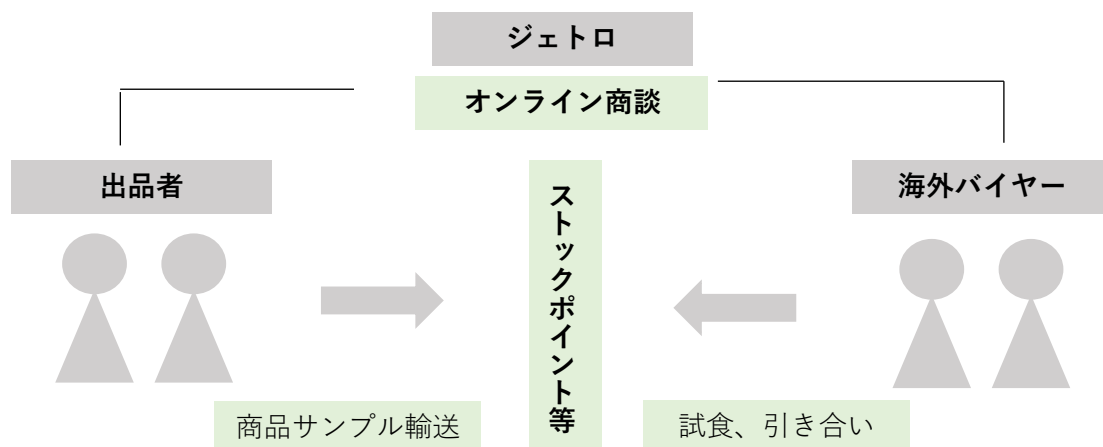
<欧州>パリ、ストックホルム、ヘルシンキ、その他欧州地域（東欧諸国やスペイン等）

※中国、北米については別途募集いたします。中国については、「日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業募集要項（中国版）」をご覧ください。

◆本事業の特徴

- ・基本的にオンラインにて商談を実施するため、ご希望の場所から参加いただけます。
- ・商品サンプルを実際に海外バイヤーに試飲、試食してもらうことができます。
- ・オンライン商談の際は、通訳をジェトロが手配します（北米・中国を除く）。
- ・現地の事情に応じて、地方部や周辺国への出張展示、各設置地域で開催される見本市への広報出展、イベントの実施を行います。

◆本事業イメージ



2. 出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

ご参考：

ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

海外の食品規則チェックサイト OMARS

<https://export-regulations.maff.go.jp/>

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者がいること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

3. お申し込み・出品の流れ

◆お申し込み・出品の流れ

STEP1

お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。
以下URLより登録をお願いいたします。

9月期：<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0077247D>

STEP2

Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。

A. Japan Streetに今回初めて登録される方：STEP 1 登録完了後3営業日以内にJapan Street事務局にて貴社用のマイページを作成の上ご連絡します。

B. Japan Streetにご登録済みの方：STEP1登録完了後の自動応答メールにて、Japan StreetサプライヤーマイページのログインURLをお送りします。

STEP3

参加地域へのお申し込み

STEP2で登録・修正された商品は**2営業日以内**に反映されますので、再度Japan Streetにログインして、出品を希望する商品のIDをご確認ください。
各地域の申し込みフォームは、STEP1登録後のほか、STEP3締切前に再度お送りしますので、参加を希望する地域を選び、商品IDと共に必要な情報を記入ください。

ジェトロによる審査、審査結果通知
※審査の結果出品商品が限られる場合がございます

STEP4

サンプル輸送に係る調整

ジェトロによる審査の結果、採択となった事業者様には各地域の担当者やジェトロの業務委託先よりサンプル輸送のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡を差し上げます。

4. 募集スケジュール

募集	STEP1（お客様情報の入力）	STEP2（Japan Streetへの商品登録）	STEP3（参加地域へのお申し込み）
9月期(香港)	9月3日(水)～9月25日(木)	～9月30日(火)	～10月3日(金)

※一部日程が変更になる場合がございます。
※地域によっては想定する募集定員に達し次第応募を締め切りとさせていただきます場合もございますので、あらかじめご了承ください。

5. 費用負担・輸送・商談における留意点

◆費用負担

○国外輸送費をジェトロが負担する場合（地域：南西アジア、UAE（ドバイ・アブダビ）、サンパウロ）

主催者(ジェトロ)の負担：

商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費、バイヤー来場アレンジ費、サンプル保管費、サンプル輸送費（国内指定倉庫～現地指定倉庫、現地地域内の輸送）等）

出品者の負担：

商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）、商談に使用するサンプル・試食用食材費、国内指定倉庫までのサンプル輸送費、輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用、その他上記「主催者(ジェトロ)の負担」に定める以外の全ての経費

○国外輸送費を事業者が負担する場合（地域：香港、台北、バンコク、シンガポール、ハノイ、欧州、北欧）

主催者(ジェトロ)の負担：

商談会及びサンプル輸送に係る経費（会場費、オンライン商談の通訳費、バイヤー来場アレンジ費、サンプル保管費、現地指定倉庫到着後以降の輸送費等）

出品者の負担：

商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）、食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**、輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用、その他上記「主催者(ジェトロ)の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照

◆輸送における留意点

- ・各地域において輸送できる商品サンプルの温度帯が定められております。
- ・提供いただいたサンプルの返却は致しかねます。
- ・輸送中の事故等により商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合、サンプル費用およびサンプル国内輸送費用等の補償はできません。（国際輸送の過程でサンプルに破損が生じた場合、当該輸送会社の加入する保険会社の保険適用範囲に基づき支払われた保険金の金額を限度として、輸送会社からサンプル費用をお支払いします。それ以外のサンプル費用の弁済や再輸送は、原則行いません。）
- ・展示された食品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供する等、有効活用します。賞味期限切れとなったものは順次廃棄いたします。
- ・そのほか詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

◆商談における留意点

- ・商品サンプルを輸送しても、バイヤーが関心を示さない場合等は、バイヤーとの商談がセットできない場合もありますので、ご承知おきください。
- ・商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、その後2年間、ジェトロ事業の選考で減点の対象となります。
- ・バイヤー都合で商談がキャンセルされた場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談をセットします。
- ・同一バイヤーとの**商談手配は1回のみ**となります。商談後のバイヤーとのやり取りについては、ジェトロはフォローアップできかねますのでご了承ください。

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港-④

内容：企画展示：「香港食品商談会」対面方式／オンライン方式

！ 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

◆基本情報

場所：香港市内の会場

期間：2025年12月11日（木）～12日（金）（2日間）10:00～17:00を予定

参加バイヤー：香港・マカオにおける食品輸入事業者、卸売企業、小売店、
飲食店・ホテル・業界団体等

◆スケジュール〈9月期募集〉

9月3日 募集開始（STEP1～STEP3）

10月上旬 採択通知、サンプル輸送について案内、輸送開始

11月中旬 サンプル香港着

12月11日-12日 対面方式商談会開催

◆対象商品（テーマ）

- ・酒類・飲料
- ・調味料類
- ・即席食品（レトルト食品、冷凍食品等のReady to Eat商品）
- ・香港未発売商品や新技術など、「新しさ」をPRできる商品（カテゴリは問わない）

◆対象要件

- ・対面方式とオンライン方式（当日または後日オンライン商談をアレンジ）、どちらかをご選択いただきます。
- ・出展商品が、香港の輸入規制に対応している、対応可能であることが必要です。
- ・対面方式での参加の場合は、2日間の会期中、最低1日は販売権限を有する者が参加することを必須条件とします。（渡航・宿泊は自身で手配・自己負担）

※対面方式での参加をご希望の場合でも、お申込み多数の場合は、オンライン方式（当日または後日オンライン商談をアレンジ）でのご参加とさせていただく場合がございます。

※要件を満たしていれば複数日程の参加をご希望いただけますが、お申込み多数の場合は、1日のみのご参加や、オンライン方式（当日または後日オンライン商談をアレンジ）でのご参加とさせていただく場合があります。

◆特徴

①対面方式の商談会の実施

- ・香港市内の会場にて2日間、対面方式の商談会を開催。
- ・事前マッチング商談+自由商談を想定。
- ・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェットロが作成。バイヤーに紹介。
- ・事前マッチング商談ではジェットロが通訳を手配。

②オンライン方式の商談会の実施

- ・商品情報をまとめたカタログ（繁体字）をジェットロが作成。バイヤーに紹介。
- ・商談会会場にて、サンプルを展示。ジェットロ職員が来場バイヤーに紹介。
- ・バイヤーから引き合いがあった際は、ジェットロがオンライン商談をアレンジ（当日または後日）。
- ・初回オンライン商談ではジェットロが通訳を手配。

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港-④

内容：企画展示：「香港食品商談会」対面方式+オンライン方式

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

◆募集企業数

- ・対面方式:50社程度、オンライン方式：50社程度

◆商品数

STEP2でご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで

◆留意点

- ・ **他地域と費用負担が異なります。香港ショールームへの国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担です。詳細は9-11ページをご確認ください。**
- ・ サンプル輸送の手続きに関しては、採択後にジェトロが委託する事業者よりご案内します。
- ・ 送付可能な商品点数については、全体のお申込み状況等も踏まえご連絡いたします。
- ・ 商品特性によっては、カタログでの展示をご相談させていただく場合もございます。
- ・ 香港の輸入規制をご確認のうえ、お申込みください。詳細は12ページをご確認ください。
- ・ 異なる商品であれば、香港の複数展示へのお申込みは可能です。

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港- [各展示共通事項]

内容：【ご案内】 サンプル輸送方法・費用負担内訳

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

◆サンプル輸送方法

- ・ サンプル輸送の手続きは、出品者確定後にジェトロが委託する事業者よりご案内いたします。
- ・ 輸送の方法は次の2つのパターンからご選択いただく予定です。

A：香港までの通関・輸送を、ジェトロが委託する事業者に依頼する場合

国内指定倉庫あてにサンプルを輸送いただきます。

国内指定倉庫から香港までの通関・輸送はジェトロが委託する事業者が対応します。

ジェトロが委託する事業者が輸入者となります。

B：香港までの通関・輸送を、出品者自身で手配する場合

香港内の指定倉庫あてに、ご自身でサンプルを通関・輸送いただきます。

ご希望の場合はジェトロが委託する事業者が輸入者となること（輸入代行）も可能です。

- ・ 発生する費用に関しては、出品者採択後、ジェトロが委託する事業者より、ご負担いただく費用の見積額を出品者にお知らせします。発生費用は、ジェトロが委託する事業者から出品者へ直接請求いたします。
- ・ 輸入ライセンスが必要な品目については、原則EMSで輸送いただくことができません。ジェトロが委託する事業者に通関・輸送を依頼いただくか（パターンA）、自社で通関・輸送を行う（パターンBかつジェトロが委託する事業者に輸入者代行業を依頼せず自社ですべて行う）場合のみ、サンプル輸送受付可能です。輸送が難しい場合は、カタログ展示をお勧めいたします。

※輸入ライセンスが必要な商品：

牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、アルコール度数30%以上の酒類

◆費用負担内訳

・ジェトロの負担：

ショールームの設置・運営・商談アレンジ・オンライン商談の通関に係る経費

商談会の運営に係る経費（会場費、バイヤー来場アレンジ）

香港内でのサンプル保管費

香港内でのサンプル輸送費（受託者が指定する保管倉庫からジェトロが指定する場所まで）

・出品者の負担：

食品サンプル費（出品する食品サンプル代）

出品者から、受託者が指定する香港内の指定倉庫までの輸送費

通関・輸送に必要な登録・証明書発行等に係る費用およびその郵送料、通信費

物品税（対象品目のみ）

梱包などの資材費及びその作業料

輸送貨物に対する保険料

ジェトロの委託事業者が、出品者からの依頼に応じて作成・取得する書類に係る費用

輸入代行費用（ジェトロの委託事業者に輸入代行業務を依頼する場合）

※出品者負担費用の目安は、ご参考として次ページ（10ページ）に記載しております。

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港- [各展示共通事項]

内容：【ご案内】（参考）出品者負担費用の目安

 **香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。**

（参考）出品者負担費用の目安

①国際輸送料

常温：JPY 1,800/kg 程度 （最低引受重量：10kg）

冷蔵：JPY 2,300/kg 程度 （最低引受重量：10kg）

冷凍：JPY 2,500/kg 程度 （最低引受重量：10kg）

※輸送区間：国内指定倉庫～香港内の指定倉庫

※出品者から国内指定倉庫までの輸送費は出品者の負担となります。

※冷蔵/冷凍品の貨物重量は空港で追加される蓄冷剤、ドライアイスの重さも含まれます。

※最低引受重量は、企業や商品ごとではなく、温度帯ごとに適用されます。

（例）常温A商品、冷蔵B商品、冷蔵C商品を輸送する場合

→最低引受量は、常温：常温Aで10kg、冷蔵：冷蔵B+Cの合計で10kg

※A（香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者に依頼する場合）を選択された方は必ず必要です。

②取扱い手数料（輸入者代行）

JPY12,000/社 程度

※輸出入通関申告に必要な書類作成料も含まれます。

※A（香港までの通関・輸送を、ジェットロが委託する事業者に依頼する場合）を選択された方は必ず必要です。

※B（香港までの通関・輸送を、出品者自身で手配する場合）を選択された方で、輸入者代行業務のみジェットロが委託する事業者に依頼する場合は、上記取扱い手数料が発生します。

③動物検疫検査料（日本側）

JPY 22,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に発生します。

④輸入ライセンス取得代行手数料（香港側）

JPY 24,000/商品 程度

※対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に発生します。

⑤物品税

1本当たりの輸入価格が200香港ドル以下は100%、200香港ドルを超える部分は10%

（参考） [（ジェットロ）ビジネス短信（2024年10月24日）](#)

※対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

※②輸入者代行をジェットロが委託する事業者に依頼される場合で、対象商品を輸送される場合に発生します。

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港- [各展示共通事項]

内容：【ご案内】（参考）出品者負担費用の目安

 香港への国際輸送費、輸送に際して必要となるすべての経費は出品者負担となります。

- ・ 輸送費のお支払いは、ジェットロが委託する事業者への国内振込となります。
- ・ 出品者負担費用の目安は、過去の実績および香港の複数の事業者による参考見積価格をもとにジェットロが試算したものです。今後、変更の可能性がございます。最終的な金額は、採択通知後にジェットロが委託する事業者よりお知らせします。

（参考）費用負担早見表

	①国際輸送料	②取扱い手数料	③動物検疫検査料	④輸入ライセンス取得代行手数料	⑤物品税
パターンA	◎	◎	△		
パターンB	—	○	②を希望する場合△		

◎必須 ○希望する場合必要 △対象商品が該当すれば必要 —不要

- ※③対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵
- ※④対象商品：牛肉、豚肉、牛乳・乳製品、家きん、鶏卵、氷菓子、精米、
アルコール度数30%以上の酒類
- ※⑤対象商品：アルコール度数30%以上の酒類

5. 各地域募集内容詳細

地域：香港- [各展示共通事項]

内容：【ご案内】香港の輸入規制

◆香港の輸入規制

- ・指定施設等が定められている品目については、輸出要件をクリアした商品であることをご確認ください。

（ご参考）[証明書や施設認定の申請（農水省）](#)

- ・2023年8月24日以降、香港では10都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の以下の産品について、輸入が禁止されております。
規制対象商品でないことをご確認ください。

1. 水産物
（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）
2. 海塩
3. 海藻（加工品を含む）

（ご参考）

[ALPS処理水の海洋放出に伴い規制を強化した国・地域に関する情報（農水省）](#)

- ・ジェットロでは品目ごとに規制情報をまとめています。
お申込み前にご確認をお願いします。

（ご参考）[日本からの輸出に関する制度（ジェットロ）](#)

（ご参考）[農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム-カントリーレポート（ジェットロ）](#)

7. キャンセル規定

・出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にジェトロまでお知らせください。ご案内する所定のフォームにて手続きをお願いすることになります。出品確定前に申し込みを取消される場合には、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。

・輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合もございます。

・自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考にて一定期間減点されます。

8. 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点評価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェトロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェトロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示した場合、出品者様にはジェトロ経由で見積や商談（オンライン含む）の依頼をお届けします。

ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業）

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

10. 留意事項

1. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. ジェトロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
3. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
4. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
5. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
6. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
7. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
8. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
9. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
10. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
11. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
12. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
13. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
14. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
15. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
16. ジェトロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。

- 17.前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
- (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
- 18.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

11. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

12. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2025